別紙様式第16号の26（第211条の84第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）事業報告書

（記載上の注意）

［１～３　略］

１　少額短期保険持株会社の現況に関する事項

⑴　事業の経過及び成果等

（記載上の注意）

［１～３　略］

⑵　財産及び損益の状況の推移

〔少額短期保険持株会社の状況について記載する場合〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

〔企業集団の状況について記載する場合〕

イ　企業集団の財産及び損益の状況の推移

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、本表中の項目等によらず、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載すれば足りる。

ロ　［略］

［⑶～⑽　略］

［２～６　略］

別紙様式第16号の26（第211条の84第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）事業報告書

（記載上の注意）

［１～３　同左］

１　少額短期保険持株会社の現況に関する事項

⑴　事業の経過及び成果等

（記載上の注意）

［１～３　同左］

⑵　財産及び損益の状況の推移

〔少額短期保険持株会社の状況について記載する場合〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

〔企業集団の状況について記載する場合〕

イ　企業集団の財産及び損益の状況の推移

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

［加える。］

ロ　［同左］

［⑶～⑽　同左］

［２～６　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）第五十九条の三第一項、第二百十条の十の二第一項、第二百十一条の三十八第一項及び第二百十一条の八十二第一項並びに別表（第五十九条の三第一項第三号ハ関係（保険会社連結））及び別表（第二百十条の十の二第一項第四号ハ関係（保険持株会社））の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

２　新規則別紙様式第六号の三、別紙様式第七号の三、別紙様式第十四号、別紙様式第十五号、別紙様式第十六号の十九、別紙様式第十六号の二十、別紙様式第十六号の二十四及び別紙様式第十六号の二十五は、施行日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書又は業務報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る中間業務報告書又は業務報告書については、なお従前の例による。

３　新規則別紙様式第十五号の二及び別紙様式第十六号の二十六は、施行日以後に終了する事業年度に係る事業報告について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る事業報告については、なお従前の例による。